無人航空機（ドローン）の飛行に関する許可申請書

年　　月　　日

広島県緑化センター所長　様

申請者
郵便番号
住所
氏名
【法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名】
連絡先

無人航空機の飛行について、広島県緑化センター　ドローンの飛行に関する規定、および下記に記す項目を順守するので、以下の通り許可してください。

順守項目

1　施設及び設備をき損し、又は汚損しないこと。
2　他人に迷惑を掛ける行為又は他人に嫌悪の情を催させる行為をしないこと。
3　指定管理者の指示に従うこと。
4　緑化センター内の自然環境や動植物へ配慮をおこなうこと。
5　緑化センター内の立入禁止区域、および第三者の土地や建物への立入り等を行わないこと。
6　航空法、小型無人機等飛行禁止法など、関係法令を遵守すること。
7　ドローンポート等工作物の設置、または映画撮影など営利目的の使用の場合は、県に対し、別途利用許可申請を行うこと。

ドローン飛行通知書

飛行の目的		
飛行の日時	年　月　日（　：　～　：　） 予備日（　）	
操縦者	団体・氏名	
	住所	
	連絡先	（緊急時：　）
補助者（ありの場合は氏名及び役割を記入）	なし・あり （　）	

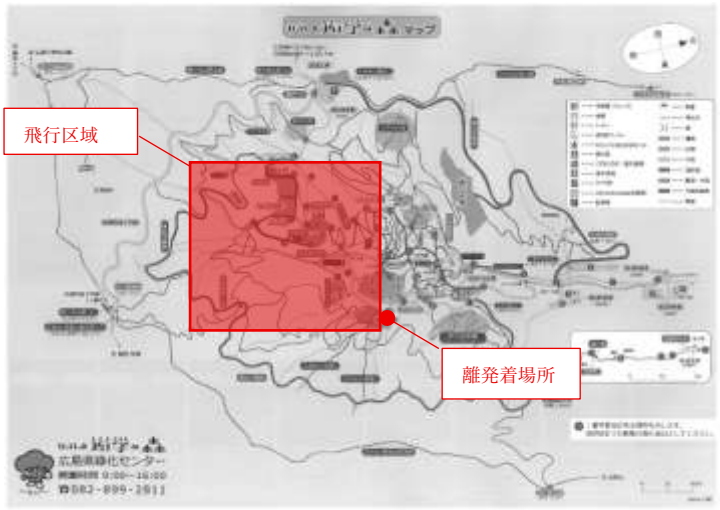
次ページに続く

前ページより続く

<table>
<tr><td>飛行区域、離発着場所</td><td colspan="2">

詳細な地図がある場合には別途添付すること</td></tr>
<tr><td>飛行計画(1回の飛行時間や飛行高度などを具体的に記入)</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">機体情報</td><td>製造者</td><td></td></tr>
<tr><td>型式</td><td></td></tr>
<tr><td>登録番号</td><td></td></tr>
<tr><td>安全管理方法</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>航空局等への飛行許可申請の具体的な内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>賠償責任保険への加入（ありの場合は保険会社名、補償内容を記入）</td><td colspan="2">なし・あり
（　　）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

ドローン飛行通知書の記入例

飛行の目的	森林の空撮	
飛行の日時	令和９年　２月　１日　（　10：00　～　15：00　） 予備日（　２月２日及び２月７日　）	
操縦者	団体・氏名	広島県緑化センター　緑化太郎
	住所	広島市東区福田町 10166-2
	連絡先	082-899-2811　　（緊急時：080-********）
補助者（ありの場合は氏名及び役割を記入）	なし・あり （　緑化はな子　監視役　　）	
飛行区域、離発着場所	 詳細な地図がある場合には別途添付すること	
飛行計画(1回の飛行時間や飛行高度などを具体的に記入)	飛行時間　30分/1か所程度 飛行高度は30～100ｍを予定	
機体情報	製造者	○○社
	型式	△△△△△△△△-△△△△
	登録番号	□□□□□□□□□□
安全管理方法	離発着場所の操縦者周囲に安全コーンを配置	
航空局等への飛行許可申請の具体的な内容	目視外飛行、30ｍ未満について申請済（○○○○号） 期間は令和○年○月○日～令和○年○月○日、飛行の経路は日本全国	
賠償責任保険への加入（ありの場合は保険会社名、補償内容を記入）	なし・あり （　○○保険株式会社　対人１億円、対物5000万　　）	
備考	とくになし	

広島県緑化センター　ドローンの飛行に関する規定

この規定は、広島県緑化センターが独自に定めたものである。したがって、航空法やその他の法令が定める許可、承認、登録、届出などについては、申請者自らの責任において行うこと。

１．事前申請と承認

ドローンの飛行を希望する者は、広島県緑化センター（以下、緑化センター）所定の許可申請書を提出し、所長の承認を受けなければならない。ただし、緑化センターの承認は、施設の利用に関する承認であり、航空法その他の法令に基づく許可、承認、登録、届出又は関係機関との調整に代わるものではない。申請者は、飛行内容に応じて必要な法令上の手続を確認し、完了しなければならない。

申請書は、飛行予定日の２か月前から２週間前までに申請するものとする。これより前後に申請された場合には、受理しないことがある。

２．園内撮影のための飛行に関する規定

ドローンの操縦者は、使用する機体の性能及び操作方法を理解し、安全に飛行させるために必要な知識、技能及び経験を有する者でなければならない。ドローンの飛行に関する規定については以下のとおりとする。ただし、操縦訓練のためにドローンを飛行しようとするものは、別途定める規定に従うこと。

飛行可能範囲：別紙１に定める範囲に限る

離発着場所：別紙２に定める場所に限る

飛行可能日：平日。ただし、緑化センターのイベント開催日などは飛行できない場合があるので、事前に相談すること。

飛行可能時間：10 時から 15 時まで

予備日の申請：雨天などを考慮した複数日の申請を認める。ただし、１回の申請に対して、予備日は最大３日間とする。

３．操縦訓練のための飛行に関する規定

操縦訓練のためにドローンを飛行しようとするものは、以下の規定に従うこと。

飛行可能範囲：集いの広場内に限る

離発着場所：集いの広場内に限る

飛行可能日：4 月、および 11 月～翌年 3 月のうち、集いの広場の先着利用予約のない日に限る

飛行可能時間：10 時から 15 時まで

予備日の申請：雨天などを考慮した複数日の申請を認める。ただし、1 回の申請に対して、予備日は最大 3 日間とする。

４．飛行高さに関する規定

飛行高さは、地表または水面から 150m未満とすること。これを超えて飛行させようとする場合は、航空法に従い許可を得ること。

５．安全に関する遵守事項

１）使用する機体は、飛行前点検及び必要な整備が行われたものでなければならない。

２）操縦者は、飛行前に飛行経路及びその周辺の地形、樹木、建築物、電線、来園者の状況、離着陸場所、緊急時の着陸場所、気象及び通信状況を確認し、安全な飛行計画を作成しなければならない。

３）操縦者は、飛行中に機体を目視できる状態を保つ。緑化センターが必要と認める場合、操縦者は補助者を配置し、飛行区域及びその周辺への第三者の立入りを監視させる。来園者その他第三者が飛行区域又は安全確保に必要な範囲に立ち入った場合、操縦者は直ちに飛行を中止し、安全な場所に着陸させる。

４）危険物の輸送、物件の投下、曲技飛行その他事故につながるおそれのある飛行をしてはならない。ただし、緑化センターが施設管理上の実施を事前に承認し、かつ、航空法その他の関係法令に基づき必要な許可・承認等を得た場合は、この限りでない。

6．飛行の中止

操縦者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに飛行を中止し、安全な場所に着陸させるなど必要な措置を講じなければならない。飛行を中止した場合、速やかに緑化センターに報告し、その指示に従わなければならない。

（1）強風、降雨、霧、雷その他気象条件が悪化したとき、又は機体性能上安全に飛行できないとき。

（2）機体、操縦装置、通信、測位、電源その他の異常を認めたとき。

（3）来園者、第三者又は動物が飛行区域に接近し、安全を確保できないとき。

（4）多数の者が集まる催し、その他来園者の安全確保が困難な状況が生じたとき。

（5）航空機その他の飛行物体を確認したとき、又は飛行区域周辺に危険が生じたとき。

（6）所長又は緑化センター職員から中止の指示を受けたとき。

（7）その他、安全な飛行の継続が困難と判断したとき。

7．事故などが発生した場合の対応

事故又は人身・物損が発生した場合、操縦者は人命救助及び二次被害の防止を最優先し、直ちに緑化センターへ連絡すること。法令に基づき警察、消防その他の機関又は国土交通省への報告が必要な場合は、操縦者が所定の報告を行うこと。操縦者は、発生日時、場所、状況、負傷・損害の有無及び講じた措置を緑化センターに報告すること。

8．自然環境及び施設の保全

申請者及び操縦者は、樹木、草花、野生動植物、施設、園路及び利用者に損害又は迷惑を与えないよう飛行しなければならない。飛行又は撮影により自然環境、施設、第三者に損害を与えた場合、申請者は直ちに緑化センターに報告し、自らの責任において必要な対応を行わなければならない。

９．撮影およびプライバシー保護

撮影又は録画を行う場合、申請者は、必要な範囲に限って撮影し、来園者の容貌、会話、車両番号その他個人を識別し得る情報をみだりに撮影又は公表してはならない。撮影した映像等を公表、提供又は営利目的で利用するときは、関係法令及び緑化センターが別途定める条件に従わなければならない。撮影や機材設置が施設利用上の別の許可等を要する場合、申請者は別途必要な手続を行わなければならない。

10. 保険及び損害補償

申請者は、飛行に起因する第三者の人身又は物損事故に備え、飛行の内容及び規模に応じた賠償責任保険に加入することを推奨する。

11. 承認の取り消しなど

所長は、申請者又は操縦者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、承認条件を変更し、飛行の中止を命じ、又は承認を取り消すことができる。

（１）申請内容に虚偽又は重要な記載漏れがあったとき。

（２）この規定、承認条件又は関係法令に違反したとき。

（３）安全確保、施設管理、自然環境又は来園者の利用に支障が生じ、又は生じるおそれがあるとき。

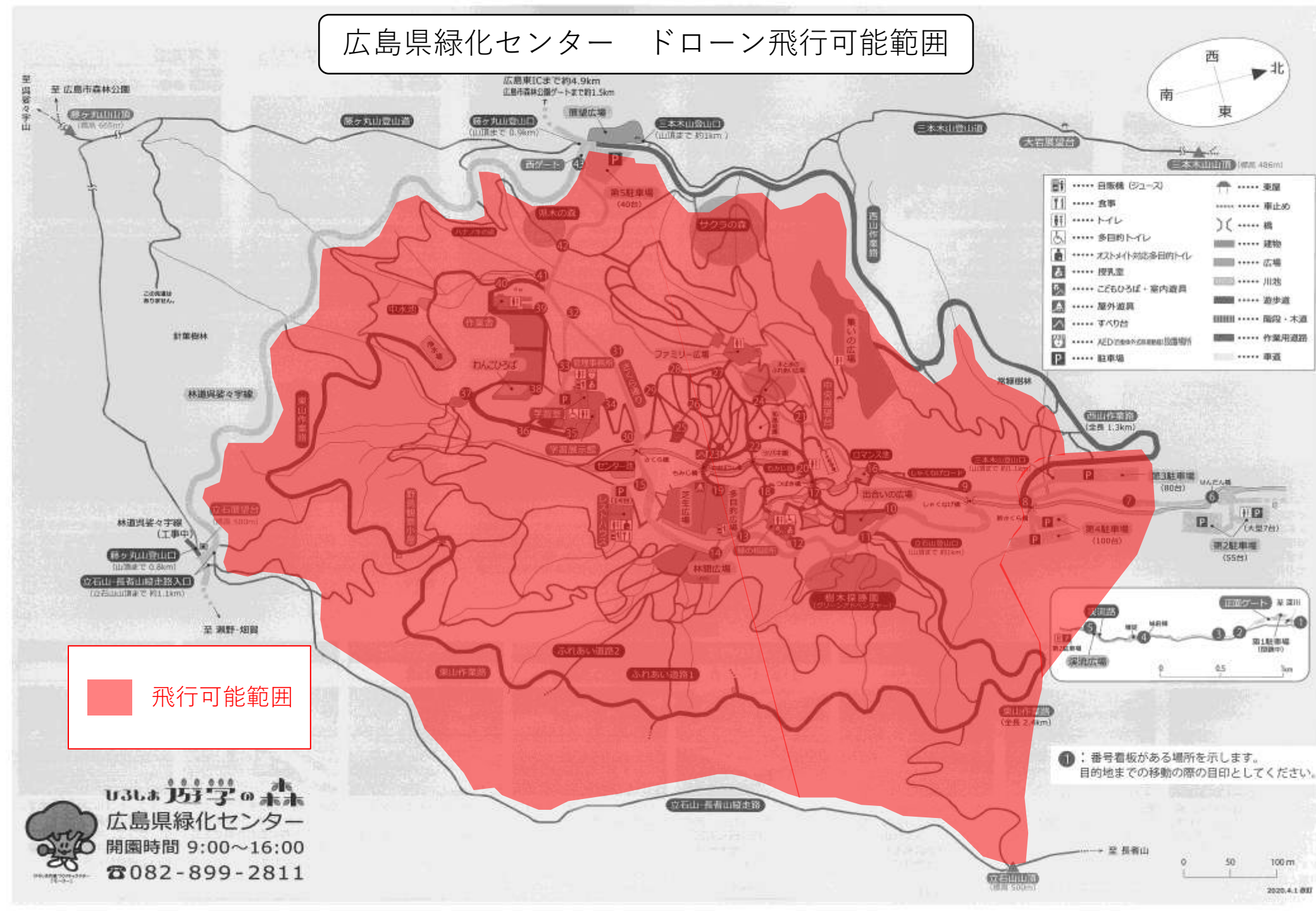
（４）気象、災害、施設の管理上の必要その他やむを得ない事情があるとき。

（５）所長又はセンター職員の指示に従わないとき。

附則

この規定は、令和 8 年 11 月 1 日から施行する。法令改正や、施設の利用状況などにより、緑化センターは事前の通告なしに本規定を改定できるものとする。

広島県緑化センター　ドローン飛行可能範囲



広島県緑化センター　ドローン離発着可能場所

